

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第27号

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義) 第2条 略</p> <p>(1) 課 香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）第2条に定める課（<u>文化芸術局</u>にあつては文化振興課に、出納局にあつては会計課に限る。）、香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）第2条第1項に定める課、警察本部会計課並びに人事委員会、労働委員会、収用委員会、監査委員及び議会の事務局をいう。</p> <p>(2)～(14) 略</p> <p>(随意契約ができる場合) 第184条 略</p> <p>(1)～(7) 略 (8) 略</p> <p>ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、<u>同条第25項</u>に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」という。）又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設</p> <p>イ・ウ 略</p>	<p>(用語の意義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課 香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）第2条に定める課（<u>観光交流局</u>にあつては観光振興課に、出納局にあつては会計課に限る。）、香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）第2条第1項に定める課、警察本部会計課並びに人事委員会、労働委員会、収用委員会、監査委員及び議会の事務局をいう。</p> <p>(2)～(14) 略</p> <p>(随意契約ができる場合) 第184条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。</p> <p>(1)～(7) 略 (8) 次に掲げる施設等において製作された物品を買い入れる契約をするとき。</p> <p>ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、<u>同条第26項</u>に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」という。）又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設</p> <p>イ・ウ 略</p>

エ 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第2条第1項に規定する生活困窮者（以下「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき知事の認定を受けたものに限る。）

(9)～(10) 略

(11) 認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき知事の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から受ける契約をするとき。

(12)～(17) 略

(随意契約の手続の特例)

第184条の2 契約担当者は、前条第8号から第12号までの規定により随意契約をするときは、次に掲げる手続をしなければならない。

(1)～(3) 略

(競争入札から随意契約にする場合)

第185条 契約担当者は、第184条第16号の規定により随意契約をするときは、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するとき定めた予定価格その他の条件を変更してはならない。

2 契約担当者は、第184条第17号の規定により随意契約をするときは、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するとき定めた条件を変更してはならない。

3 略

別表第1（第2条関係）

所の名称

1・2 略

3 公安委員会の所

(1)～(9) 略

(9)～(10) 略

(11)～(16) 略

(随意契約の手続の特例)

第184条の2 契約担当者は、前条第8号から第11号までの規定により随意契約をするときは、次に掲げる手続をしなければならない。

(1)～(3) 略

(競争入札から随意契約にする場合)

第185条 契約担当者は、第184条第15号の規定により随意契約をするときは、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するとき定めた予定価格その他の条件を変更してはならない。

2 契約担当者は、第184条第16号の規定により随意契約をするときは、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するとき定めた条件を変更してはならない。

3 略

別表第1（第2条関係）

所の名称

1・2 略

3 公安委員会の所

(1)～(9) 略

(10) 善通寺警察署

(10)～(12) 略

別表第3 (第5条関係)

左欄	中欄	右欄
会計課の 出納員	略	
	広聴広報課の収入取扱員	略
	略	
	労働政策課の収入取扱員	略
	交流推進課の収入取扱員	第29条第3号に掲げる収入のうち交流推進課の所掌に係るものの収納
	観光振興課の収入取扱員	略
略		
警察本部 会計課の 出納員	警察本部企画課の収入取扱員	略
	略	
略		

別表第4 (第5条関係)

左欄	中欄	右欄
会計課の 出納員	知事部局の課(会計課を除く。)の物品取扱員	当該各課(文化振興課にあつては、文化芸術局)の所掌に係る物品(広聴広報課県民センター及び所以外の出先機関の物品取扱員にその出納及び保管を委任した物品を除く。)の出納及び保管
	広聴広報課県民センターの物品取扱員	略

(11)～(13) 略

別表第3 (第5条関係)

左欄	中欄	右欄
会計課の 出納員	略	
	県民活動・男女共同参画課の収入取扱員	略
	略	
	労働政策課の収入取扱員	略
	観光振興課の収入取扱員	略
	略	
略		
警察本部 会計課の 出納員	警察本部広聴・被害者支援課の収入取扱員	略
	略	
略		

別表第4 (第5条関係)

左欄	中欄	右欄
会計課の 出納員	知事部局の課(会計課を除く。)の物品取扱員	当該各課(観光振興課にあつては、観光交流局)の所掌に係る物品(県民活動・男女共同参画課県民センター及び所以外の出先機関の物品取扱員にその出納及び保管を委任した物品を除く。)の出納及び保管
	県民活動・男女共同参画課県民センターの物品	略

略
略

別表第6（第51条、第56条関係）  
支出負担行為の整理基準等  
（その1）

科目	説明	支出負担行為として決裁を受け処理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	支出の命令に必要な主な書類
1	略				
2	給料 特別職給 知事、副知事及び教育長並びに常勤の監査委員及び人事委員会の委員に係る報酬 略	略			
3～28	略				

備考 略  
（その2）  
略

取扱員
略
略

別表第6（第51条、第56条関係）  
支出負担行為の整理基準等  
（その1）

科目	説明	支出負担行為として決裁を受け処理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	支出の命令に必要な主な書類
1	略				
2	給料 特別職給 知事及び副知事並びに常勤の監査委員及び人事委員会の委員に係る報酬 略	略			
3～28	略				

備考 略  
（その2）  
略

第54号様式（第123条関係）

（日本工業規格A列4番）

動物処分伝票

											発行	年月日	
											番号		
下記の動物の払出しを認める。	出納員（物品取扱員）	係	台帳登記済印	下記の動物を処分したいから払い出してください。			課長	課長補佐	課員	取扱者			
種	類	品種	性別	生年月日	毛色、特徴	数量	処分方法	売却価	却格	受領印	摘要		

- 備考 1 本伝票は、3部作成し、1部は決裁を受け出納員（物品取扱員）に、1部は取扱者が取扱者欄に押印して出納員（収入取扱員）に、それぞれ送付し、1部は取扱者が証拠書類として保存すること。
- 2 実習又は試験用その他課（所）において使用するものについては、払出しを受けた者の受領印を徴し、その年月日を摘要欄に付記すること。
- 3 摘要欄には、処分の理由を記載すること。

第54号様式（第123条関係）

（日本工業規格A列4番）

動物処分伝票

											発行	年月日	
											番号		
下記の動物の払出しを認める。	出納員（物品取扱員）	係	台帳登記済印	下記の動物を処分したから払い出してください。			課長	課長補佐	課員	取扱者			
種	類	品種	性別	生年月日	毛色、特徴	数量	処分方法	売却価	却格	受領印	摘要		

- 備考 1 本伝票は、3部作成し、1部は決裁を受け出納員（物品取扱員）に、1部は取扱者が取扱者欄に押印して出納員（収入取扱員）に、それぞれ送付し、1部は取扱者が証拠書類として保存すること。
- 2 実習又は試験用その他課（所）において使用するものについては、払出しを受けた者の受領印を徴し、その年月日を摘要欄に付記すること。
- 3 摘要欄には、処分の理由を記載すること。

第81号様式（その2）（第244条関係）

（日本工業規格A列4番）

現金出納日報（指定代理金融機関用）

年度	年月日
	店舗名 印

収		納	
区	分	件数	金額
合	計		
一	般(特 別)会 計		
歳	入 歳 出 外 現 金		
年	度 経 過 県 未 払 金		

支		払			
区	分	件数	支払済額	未払額	支 払 書 額
合	計				
母	子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 特 別 会 計				
中	小 企 業 高 度 化 資 金 特 別 会 計				
年	度 経 過 県 未 払 金				

支払資金残高			
--------	--	--	--

摘要

備考 本表は、2部複写とすること。

第81号様式（その2）（第244条関係）

（日本工業規格A列4番）

現金出納日報（指定代理金融機関用）

年度	年月日
	店舗名 印

収		納	
区	分	件数	金額
合	計		
一	般(特 別)会 計		
歳	入 歳 出 外 現 金		
年	度 経 過 県 未 払 金		

支		払			
区	分	件数	支払済額	未払額	支 払 書 額
合	計				
母	子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 特 別 会 計				
小	規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 特 別 会 計				
年	度 経 過 県 未 払 金				

支払資金残高			
--------	--	--	--

摘要

備考 本表は、2部複写とすること。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第81号様式（その2）の改正規定及び附則第3項の規定（第81号様式（その2）に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により同項の旧教育長がなお従前の例

により在職する間は、改正後の別表第6の規定は適用せず、改正前の別表第6の規定は、なおその効力を有する。

3 改正前の第54号様式及び第81号様式（その2）による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

（特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則の一部改正）

4 特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（随意契約ができる場合）</p> <p>第16条 特定調達契約については、会計規則第184条第13号、<u>第16号又は第17号</u>の規定によるほか、特例政令第10条第1項各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。</p> <p>2 特定調達契約につき会計規則第184条第16号又は<u>第17号</u>の規定により随意契約による場合については、会計規則第185条第3項の規定は適用しない。</p>	<p>（随意契約ができる場合）</p> <p>第16条 特定調達契約については、会計規則第184条第12号、<u>第15号又は第16号</u>の規定によるほか、特例政令第10条第1項各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができる。</p> <p>2 特定調達契約につき会計規則第184条第15号又は<u>第16号</u>の規定により随意契約による場合については、会計規則第185条第3項の規定は適用しない。</p>